

株 主 各 位

大阪市淀川区野中南2丁目11番48号

日本ピラー工業株式会社

取締役社長 岩 波 清 久

第56回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第56回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第56期(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第56期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金は「1株につき8円」と決定されました。

これにより中間配当金(1株につき8円)を含めました当期の年間配当金は、1株につき16円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は、次のとおりです。

- (1) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第132号)が平成15年9月25日から施行され、定款の定めに基づく取締役会決議による自己株式の取得が認められたことから、機動的な資本政策を遂行できるように、定款第6条に自己株式取得の規定の新設を行いました。

(2) 株主様の便宜を図るべく、商法第221条ノ2に定める単元未満株式の買増制度を実施するため、定款第8条に同制度に関する定めの新設を行うとともに、現行定款第7条(株式取扱規則)第8条(基準日)、第9条(名義書換代理人)について所要の変更を行いました。

(3) 上記新設に伴い、条数の繰り下げを行いました。

第3号議案 取締役1名選任の件

本件は、原案どおり取締役に青山 博氏が選任され、就任いたしました。

第4号議案 監査役4名選任の件

本件は、原案どおり監査役に糸井重成、小屋敷忠士、門屋 明の3氏が再選され、また、新たに嶋本康夫氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、嶋本康夫、門屋 明の両氏は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

以 上

【おしらせ】

当社は、貸借対照表および損益計算書を、決算公告に代えて、ホームページに掲載しております。

当社のホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.pillar.co.jp/>

利益配当金のお支払いについて

第56期利益配当金につきましては、6月30日(水)からお支払いいたしますので、同封の「郵便振替支払通知書」によりお受取りください。

なお、銀行口座振込をご指定の方には、「利益配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

以 上